

○島根県認定こども園の認定に関する規則

平成18年10月13日

島根県規則第94号

島根県認定こども園の認定に関する規則をここに公布する。

島根県認定こども園の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号）及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26規則83・全改)

(職員配置の基準の計算方法)

第2条 条例第9条第1項に規定する人数は、次の各号に掲げる区分の子どもの数をそれぞれ当該各号に掲げる数で除した数（当該数に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を合計した数（その数に小数点以下1位の端数があるときは、これを四捨五入した数）以上とする。

- (1) 満1歳未満の子ども 3
- (2) 満1歳以上満3歳未満の子ども 6
- (3) 満3歳以上満4歳未満の子ども 15
- (4) 満4歳以上の子ども 25

(平26規則83・令6規則36・一部改正)

(職員の資格の基準)

第3条 条例第10条第3号ただし書の規定に基づき、学級担任に幼稚園の教員免許状を有しない者を充てる場合は、その者が次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 保育士の資格を有すること。
- (2) 意欲、適性、能力等を考慮して相当と認められること。

(3) 幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っていること。

2 条例第10条第4号ただし書の規定に基づき、満3歳以上の子どものうち、保育所と同様に1日に8時間程度利用する者の保育に従事する者に保育士の資格を有しない者を充てる場合は、その者が次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 幼稚園の教員免許状を有すること。

(2) 意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。

(3) 保育士の資格の取得に向けた努力を行っていること。

(平26規則83・一部改正)

(食事の外部搬入の基準)

第4条 条例第11条第6項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(平26規則83・全改)

(認定の申請)

第5条 法第4条第1項の規定による認定の申請は、認定を受けようとする日から起算して90日前までに、認定こども園認定申請書(様式第1号)により行わなければならない。

(平26規則83・一部改正)

第6条 削除

(平27規則54)

(認定こども園に係る情報提供)

第7条 法第28条に規定する周知は、インターネットの利用、新聞への掲載その他の方法により行うものとする。

2 法第28条に基づき提供する情報の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第4条第1項各号に掲げる事項
- (2) 園児の1日の活動内容
- (3) 利用料の額
- (4) 職員配置の状況
- (5) 施設設備の概要
- (6) 満3歳以上の子どもについて編制する学級数

(平24規則24・平26規則83・一部改正)

(変更の届出)

第8条 法第29条第1項の規定による届出は、変更をしようとする日から起算して30日前までに、認定こども園変更届出書(様式第3号)により行わなければならない。ただし、保育を必要とする子どもに係る利用定員若しくは保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を一時的に変更する場合であつて、その変更の合計の数が10人を超えない数であるとき、又は前条第2項第2号若しくは第4号の事項のみを変更する場合については、この限りでない。

(平26規則83・一部改正)

(廃止、休止又は再開の届出)

第9条 認定こども園を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、廃止し、休止し、又は再開しようとする日から起算して90日前までに、認定こども園廃止(休止・再開)届出書(様式第4号)により届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときの公表は、第7条第1項の規定を準用する。

(取消しの公表)

第10条 法第7条第2項の規定による公表は、第7条第1項の規定を準用する。

(平26規則83・一部改正)

(運営の状況報告)

第11条 法第30条第1項に規定する報告は、毎年6月末日までに認定こども園運営状況報告書(様式第5号)により行わなければならない。

(平26規則83・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第24号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第83号)

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

附 則 (平成27年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第142号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県認定こども園の認定に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年規則第22号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規則第36号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の島根県認定こども園の認定に関する規則第2条第3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の島根県認定こども園の認定に関する規則第2条第3号及び第4号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事

様

住 所
申請者 設 置 者
代表者氏名
(電話番号

)

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項(第3項)の規定により、認定こども園の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定を受ける施設の名称、所在地、施設種別及び認可定員(届出定員)
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 施設種別
 - (4) 認可定員(届出定員)

- 2 認定こども園の事業を開始する予定年月日

- 3 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び在籍見込(事業開始予定日現在)

(1) 利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計
在籍見込	人		利用定員							
			在籍見込							

- (2) 定員の弾力化による受入れの有無 有 ・ 無

- 4 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員及び在籍見込(事業開始予定日現在)

利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計
在籍見込	人		利用定員							
			在籍見込							

- 5 認定こども園の名称及び種類

- (1) 名称
- (2) 種類 幼稚園型 保育所型 地方裁量型

- 6 満3歳以上の子どもについて編制する学級数

- 7 認定こども園の長となるべき者の氏名

8 教育又は保育の目標及び主な内容

(認定子ども園として目指す教育又は保育の目標及び理念、教育又は保育のねらい及び内容の概要、開園日数、開園時間、認定子ども園としての配慮事項など)

9 子育て支援事業のうち認定子ども園が実施するもの

10 園児の1日の活動内容

11 利用料の額

12 通園を目的とした自動車の運行の有無 有・無

13 添付資料

- (1) 認定子ども園の長となるべき者の履歴書、資格証明書及び島根県認定子ども園の認定要件に関する条例第8条第1項第2号の要件を満たす者であることの申立書
- (2) 職員名簿(別紙1)、資格証明書並びに島根県認定子ども園の認定に関する規則第3条第1項第2号及び第3号又は同条第2項第2号及び第3号の要件を満たす職員であることの申立書
- (3) 位置図、建物平面図及び敷地平面図(建物配置)
- (4) 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- (5) 建物等面積表(別紙2)
- (6) 給食計画
- (7) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- (8) 管理運営に関する規程等
 - ア 業務分担表
 - イ 保育従事者研修計画
 - ウ 管理規程
 - エ 情報開示関係規程
 - オ 入園選考規程
 - カ 子育て支援事業実施計画
 - キ 防災関係規程
 - ク 補償関係書類
 - ケ 自己評価等実施計画
- (9) 子どもの移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における子どもの所在を確認する方法が分かる書類(通園を目的とした自動車を運行する場合における当該自動車に備える車内の子どもの見落としを防止する装置の内容が分かる書類を含む。)
- (10) 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表
- (11) 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書(又はこれに代わる書類)
- (12) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

注 (10)から(12)までについては、設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

別紙1

職員名簿

職名	担当業務	氏名	資格取得年月日		常勤・非常勤の別	備考
			幼稚園の教員免許状	保育士登録		

- 注1 担当業務欄には、学級担任、満3歳未満児の保育及びその他の別を記入すること。
- 2 それぞれの資格を有していない場合は、資格取得年月日欄は空欄とすること。
- 3 非常勤の場合は、備考欄に1月当たりの平均的な勤務時間数を記入すること。

別紙2

建物等面積表

1 建物

- (1) 構造 造 階建
- (2) 建築面積及び延床面積 建築面積 m^2 ・延床面積 m^2
- (3) 部屋別面積

室名	室数	面積(m^2)	備考
合計			

2 土地

- (1) 敷地面積 m^2
- (2) 屋外遊戯場面積 m^2

3 屋外遊戯場が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合の説明

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること
- (4) 代替屋外遊戯場の状況
- ア 所在地
- イ 所有者
- ウ 面積

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 設 置 者
代表者氏名
(電話番号)

認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、認定こども園の運営内容等の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定こども園の名称

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

3 変更理由

4 変更予定年月日

5 添付資料

- (1) 変更事項に関する書類
- (2) 理事会議事録
- (3) 設置主体の代表者又は認定こども園の長の変更の場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号に該当しない旨の誓約書

注 この届出書は、次に掲げる事項の変更をしようとするときに提出すること。

- (1) 認定こども園の名称及び種類
- (2) 認定こども園の所在地
- (3) 設置主体の代表者
- (4) 認定こども園の長
- (5) 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(一時的に変更する場合であって、その変更の合計の数が10人を超えない数であるときを除く。)
- (6) 認定こども園が実施する子育て支援事業
- (7) 利用料の額
- (8) 施設設備の概要(園舎、屋外遊戯場、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積に変更がある場合に限る。)
- (9) 満3歳以上の子どもについて編制する学級数
- (10) 教育又は保育の目標及び主な内容

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 設 置 者
代表者氏名
(電話番号)

認定こども園廃止(休止・再開)届出書

認定こども園を廃止(休止・再開)したいので下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 廃止(休止・再開)理由
- 3 入園している子どもの処遇
- 4 廃止期日(休止の予定期間・再開の期日)
- 5 添付書類
当該市町村の要保育児童数の推移の分かる資料

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
提出者 設 置 者
代表者氏名
(電話番号)

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、認定こども園の運営状況について報告します。

記

1 認定こども園の名称

2 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び在籍数(報告日前日現在)

利用定員 在籍数	人 人	内訳	年 齢					合計
			0	1	2	3	4	
			()			()		()
			()	()	()	()	()	()

(注) 括弧内には、報告日の属する年の4月1日現在の人数を記入すること。

(2) 定員の弾力化による受入れの有無 有 ・ 無

3 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員及び在籍数(報告日前日現在)

利用定員 在籍数	人 人	内訳	年 齢					合計
			0	1	2	3	4	
			()			()		()
			()	()	()	()	()	()

(注) 括弧内には、報告日の属する年の4月1日現在の人数を記入すること。

4 満3歳以上の子どもについて編制する学級数

5 認定こども園の長の氏名

6 教育又は保育の目標及び主な内容

(認定こども園として目指す教育又は保育の目標及び理念、教育又は保育のねらい及び内容の概要、開園日数、開園時間、認定こども園としての配慮事項など)

7 子育て支援事業のうち認定こども園が実施している事業

8 教育及び保育に直接従事する職員の数

人(報告日の属する年の4月1日現在)

9 通園を目的とした自動車の運行の有無 有 ・ 無

10 添付資料

添 付 資 料 名	変更の有無
(1) 認定こども園の長の履歴書、資格証明書及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例第8条第1項第2号の要件を満たす者であることの申立書	有 ・ 無
(2) 職員名簿、資格証明書並びに島根県認定こども園の認定に関する規則第3条第1項第2号及び第3号又は同条第2項第2号及び第3号の要件を満たす職員であることの申立書	有 ・ 無
(3) 位置図、建物平面図及び敷地平面図(建物配置)	有 ・ 無
(4) 建物等面積表	有 ・ 無
(5) 給食計画	有 ・ 無
(6) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画並びにこれに基づく指導計画	有 ・ 無
(7) 業務分担表	有 ・ 無
(8) 保育従事者研修計画	有 ・ 無
(9) 管理規程	有 ・ 無
(10) 情報開示関係規程	有 ・ 無
(11) 入園選考規程	有 ・ 無
(12) 子育て支援事業実施計画	有 ・ 無
(13) 防災関係規程	有 ・ 無
(14) 補償関係書類	有 ・ 無
(15) 自己評価等実施計画	有 ・ 無
(16) 園児の1日の活動内容	有 ・ 無
(17) 子どもの移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における子どもの所在を確認する方法が分かる書類(通園を目的とした自動車を運行する場合における当該自動車の備える車内の子どもの見落としを防止する装置の内容が分かる書類を含む。)	有 ・ 無
(18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書	有 ・ 無

注1 添付資料は、認定申請又は前回の変更届出若しくは運営状況報告から変更があるもののみ添付すること。

2 10(2)の職員名簿は、様式第1号の別紙1によること。

3 10(4)の建物等面積表は、様式第1号の別紙2によること。

4 10(18)の誓約書は、設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

5 設置主体の代表者又は認定こども園の長に変更がある場合は、この報告書ではなく認定こども園変更届出書(様式第3号)によること。

様式第1号 (第5条関係)

(平24規則24・平26規則83・令3規則142・令5規則22・一部改正)

様式第2号 削除

(平27規則54)

様式第3号 (第8条関係)

(平26規則83・全改、令3規則142・一部改正)

様式第4号 (第9条関係)

(令3規則142・一部改正)

様式第5号 (第11条関係)

(平26規則83・全改、令3規則142・令5規則22・一部改正)